

叙任及辭令 (十二月分續)

○ 十二月 八日

道路主事 堀江松吉

土地收用法第三十八條第二項ニ依リ

同 小原光信

年俸五百圓下賜(十二月八日岐阜縣)

滋賀縣收用審査會委員ヲ命ス

同 上野節夫

○ 十二月 十七日

道路技師 谷勇助

土地收用法第三十八條第二項ニ依リ

同 山口龍三助

年俸千百圓下賜(十二月十七日栃木縣)

○ 十二月 十八日

道路技師 美野君造

土地收用法第三十八條第二項ニ依リ

同 井口鹿象

年俸三百圓下賜(十二月十八日福島縣)

○ 十二月 二十日

地方技師 中村孫一

土地收用法第三十八條第二項ニ依リ

同 中原藤一郎

土地收用法第三十八條第二項ニ依リ

德島縣收用審査會委員ヲ命ス

同 田中三郎

土地收用法第三十八條第二項ニ依リ

岩手縣收用審査會委員ヲ命ス

同 有光 兔茂喜

土地收用法第三十八條第二項ニ依リ

愛知縣收用審査會委員ヲ命ス

同 荻野廣

土地收用法第三十八條第二項ニ依リ

山形縣收用審査會委員ヲ命ス

同 川越篤

土地收用法第三十八條第二項ニ依リ

静岡縣收用審査會委員ヲ命ス

土地收用法第三十八條第二項ニ依リ

福井縣收用審査會委員ヲ命ス

同

吉武正八

土地收用法第三十八條第二項ニ依リ

同

瀧江武

土地收用法第三十八條第二項ニ依リ

同

長谷川勝伍

土地收用法第三十八條第二項ニ依リ

同

大井治男

富山縣收用審査會委員ヲ命ス

同

菅良二

土地收用法第三十八條第二項ニ依リ

同

片桐兼次郎

鳥取縣收用審査會委員ヲ命ス

同

宮崎縣收用審査會委員ヲ命ス

土地收用法第三十八條第二項ニ依リ

同

三原久

土地收用法第三十八條第二項ニ依リ

同

調所武光

土地收用法第三十八條第二項ニ依リ

同

渡邊英保

島根縣收用審査會委員ヲ命ス

同

小原與

土地收用法第三十八條第二項ニ依リ

同

木村憲七郎

岡山縣收用審査會委員ヲ命ス

同

鹿野島縣收用審査會委員ヲ命ス

土地收用法第三十八條第二項ニ依リ

同

廣島縣收用審査會委員ヲ命ス

土地收用法第三十八條第二項ニ依リ

同

中川幸太郎

土地收用法第三十八條第二項ニ依リ

同

山梨縣收用審査會委員ヲ命ス

土地收用法第三十八條第二項ニ依リ

同

權平悌三郎

土地收用法第三十八條第二項ニ依リ

同

廣島縣收用審査會委員ヲ命ス

香川縣收用審査會委員ヲ命ス

同

廣島縣收用審査會委員ヲ命ス

土地收用法第三十八條第二項ニ依リ

同

廣島縣收用審査會委員ヲ命ス

同 牛島 航

土地收用法第三十八條第二項ニ依リ

八級俸下賜 (十二月 秋田縣)

土木技師 藤井喜作

佐賀縣收用審査會委員ヲ命ス

同 伴 宜

年俸二千二百圓下賜

土木技師 小笠原嘉兵衛

土地收用法第三十八條第二項ニ依リ

東京府收用審査會委員ヲ命ス

同 奧村孝藏

九級俸下賜

同 廣石一匡

土地收用法第三十八條第二項ニ依リ

埼玉縣收用審査會委員ヲ命ス

同 中隈伊勢吉

年俸千七百圓下賜 以上(十二月 奈良縣)

道路技師 加藤光登

土地收用法第三十八條第二項ニ依リ

福島縣收用審査會委員ヲ命ス以上(十二月 內務省)

九級俸下賜 (十二月 福島縣)

土木技師 齋藤彌一郎

土木技師 鈴木昇一

○ 十二月二十五日

土木技師 門司武久

(各通)

同 只 隈 勳

十一級俸下賜 (十二月 長野縣)

土木技師 山田純三

九級俸下賜

道路主事 武田省吾

六級俸下賜

土木技師 山田純三

十一級俸下賜 以上(十二月 千葉縣)

土木技師兼道路技師 長谷川勝伍

道路技師 仲本利夫

四級俸二千二百圓下賜 (十二月 山形縣)

七級俸下賜 以上(十二月 兵庫縣)

同 福留正鹿

○ 十二月二十四日

道路技師 石義一

八級俸下賜 (十二月靜岡縣)

○ 十二月 二十六日

(各通)

道路技師 花村 太一

土木技師 藤井 滋香

○ 一月 十三日  
土地收用法第三十八條第二項ニ依リ  
三重縣收用審査會委員ヲ命ス 以上(一月内務省)

掛札 季藏

八級俸下賜 (十二月廣島縣)

○ 十二月 二十七日

道路主事 大津 壽

土地收用法第三十八條第二項ニ依リ  
骨森縣收用審査會委員ヲ命ス

雨宮 弘一

大分縣道路主事ニ補ス (十二月内務省)

十二級俸下賜 (十二月大分縣)

土木技師兼道路技師 鹽谷 桂二郎

土地收用法第三十八條第二項ニ依リ  
石川縣收用審査會委員ヲ命ス

後藤 季總

十級俸下賜 (十二月山梨縣)

○ 十二月 三十一日

道路技師 松田 文衛

土地收用法第三十八條第二項ニ依リ  
山口縣收用審査會委員ヲ命ス

坂本 一平

十一級俸下賜 (十二月栃木縣)

一月 分

○ 一月 九日

地方技師 東 森 藏

土地收用法第三十八條第二項ニ依リ  
茨城縣收用審査會委員ヲ命ス

眞島 寅三郎

土地收用法第三十八條第二項ニ依リ

栃木縣收用審査會委員ヲ命ス

同 近藤 博夫

土地收用法第三十八條第二項ニ依リ  
秋田縣收用審査會委員ヲ命ス

同 宮島 三郎

土地收用法第三十八條第二項ニ依リ

千葉縣收用審査會委員ヲ命ス

同 田邊良忠

土地收用法第三十八條第二項ニ依リ

兵庫縣收用審査會委員ヲ命ス

同 百瀬國三郎

土地收用法第三十八條第二項ニ依リ

新潟縣收用審査會委員ヲ命ス (以上十三日 月 內務省)

○ 一月 十四 日

土木技師兼道路技師 稻井春吉

(各通)

同 佐藤徳次郎

道路技師兼土木技師 鈴木兼吉

願ニ依リ本職並兼職ヲ免ス (以上十四日 月 內閣)

土木技師 稻井春吉

五級俸下賜

土木技師 佐藤徳次郎

七級俸下賜

道路技師 鈴木兼吉

八級俸下賜 (以上十四日 月 愛知縣)

○ 一月 十六 日

道路技師 山本増市

願ニ依リ本職ヲ免ス (十一月 十六日 內閣)

年俸三百圓下賜 (十一月 十六日 北海道廳)

○ 一月 十七 日

勳七等 森長三郎

道路主事ニ任ス

高等官八等ヲ以テ待遇セラル

佐賀縣道路技師

兼土木技師 副島善雄

土木技師ニ任ス

高等官八等ヲ以テ待遇セラル (以上十七日 月 內閣)

道路主事 森長三郎

徳島縣道路主事ニ補ス

土木技師 副島善雄

佐賀縣土木技師ニ補ス (以上十七日 月 內務省)

十二級俸下賜 (十七日 月 佐賀縣)

○ 一月 十九 日

道路技師兼土木技師 佐藤三四郎

陞シテ高等官六等ヲ以テ待遇セラル

(各通)

道路技師兼土木技師 大窪菊次郎  
土木技師兼道路技師 西東慶治

願ニ依リ本職並兼職ヲ免ス (以上十九日內 閣)

道路技師兼土木技師 佐藤三四郎

四級俸下賜 (十九日 群馬縣)

○ 一月二十日

道路技師兼土木技師 佐藤三四郎

願ニ依リ本職並兼職ヲ免ス (二十日內 閣)

○ 一月二十二日

土木技師 大屋卯吉郎

大阪府土木技師ニ補ス

同 牧村巖

岐阜縣土木技師ニ補ス

道路技師 高橋茂

岐阜縣道路技師ニ補ス (以上一月二日內 務省)

土木技師 牧村巖

道路技師 高橋茂

十一級俸下賜 (十二日 岐阜縣)

○ 一月二十三日

土木技師 牧村巖

道路技師 高橋茂

願ニ依リ本職ヲ免ス (一月二日內 閣)

叙任 辭令

○ 一月二十四日

土木技師 小堺季次

十級俸下賜 (十四日 三重縣)

○ 一月二十六日

從六位 渡邊英保

叙正六位 (一月二日 宮內省)

地方技師 渡邊英保

陞叙高等官四等 (一月二日內 閣)

六級俸下賜 (十六日內 務省)

○ 一月二十九日

山梨縣道路技師 兼土木技師 松岡剛夫

土木技師 兼道路技師ニ任ス

高等官七等ヲ以テ待遇セラル

道路技師 尾崎義一

土木技師ニ兼任ス

高等官七等ヲ以テ待遇セラル

道路技師兼土木技師 入野勝

同 越野鐵次郎

(各通)

願ニ依リ本職並兼職ヲ免ス (以上十九日內 閣)

土木技師 尾崎義一

東京府土木技師ニ補ス

土木技師兼道路技師 松岡剛夫

山梨縣土木技師兼道路技師ニ補ス (以上一月二日内務省)

○ 一月三十一日

從七位 穗積豐見

叙正七位 (三十日宮内省)

土木技師 穗積豐見

陞シテ高等官六等ヲ以テ待遇セラル (三十日內閣)

○ 一月三十一日

土木技師 穗積豐見

願ニ依リ本職ヲ免ス

道路技師兼土木技師 宇野米三郎

願ニ依リ本職並兼職ヲ免ス (十一月三日內閣)

地方技師 宮島三郎

三級俸下賜

同 中隈伊勢吉

四級俸下賜

同 小原與

五級俸下賜

七級俸下賜

同 坂本一平

八級俸下賜 (以上十一月三日內務省)

同 新井九郎

### プロレタリアの聲

東京驛及驛前廣場交通整理に對し色々非難の聲がある  
 或る人は自家用自動車入口を正面に業々しく指定した事  
 に對し、階級的差別の反感を延べてるたのを見た事がある。  
 こんな人が泥路に於て傍りかまわぬ、自動車の飛沫  
 を受けオーバーの裾を汚された時、如何に社會階級闘争  
 の反感を高める事であらうか？併しそれは自動車ばかり  
 が悪いのではない、路自身が自動車に適してゐないのだ、  
 社會は此の如きプロレタリアが多數を占めてゐる事を思  
 へば、道を善くするは一つの思想善導の一方法とも云ひ  
 得よう。(松尾生)